

静岡県外国人介護人材獲得強化事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、外国人介護人材獲得強化事業を実施する県内の介護事業所に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「外国人介護人材獲得強化事業」とは、静岡県外国人介護人材獲得強化事業実施要領（令和7年9月2日付け福介第430号静岡県健康福祉部長通知）（以下「実施要領」という。）に基づき実施する事業をいう。

第3 補助対象経費及び補助率（額）

別表のとおりとする。ただし、複数の都道府県で施設を運営する法人が他の都道府県で本事業と内容が重複する補助を受ける場合には、実施要領4の(3)に基づき知事が認める額とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 補助金所要額調書（様式第2号）
- ウ 補助金支出予定額内訳書（様式第3号）
- エ 事業計画書（様式第4号）
- オ 収支予算書（様式第5号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

- ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
- イ 補助事業に要する事業費の変更（事業費の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(4) この補助金と対象経費を重複して、他の予算制度に基づく、負担又は補助を受けてはならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第6号）
- イ 変更補助金所要額調書（様式第2号）
- ウ 変更補助金支出予定額内訳書（様式第3号）
- エ 変更事業計画書（様式第4号）
- オ 変更収支予算書（様式第5号）

第7 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払承認申請書・請求書（様式第7号）

イ 資金状況調べ（様式第8号）

第8 実績報告

（1）提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第9号）

イ 補助金精算書（様式第2号）

ウ 補助金支出実績額内訳書（様式第3号）

エ 事業実績書（様式第4号）

オ 事業実績書（詳細）（様式第4-2号）

カ 収支決算書（様式第5号）

（2）提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで

第9 補助金額の確定

知事は、第8の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の実施内容が補助金交付の決定内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業者に通知するものとする。

第10 請求の手続

（1）提出書類 1部

請求書（様式第10号）

（2）提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

（1）交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（2）実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（（1）より減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

（3）消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

（2）に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入額控除税額が0円の場合を含む）には、その金額（（1）又は（2）により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第11号）により別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金に適用する。

別表

補助の対象		補助率
補助対象経費	補助額	
第3にかかる経費のうち 給料、職員手当等、報酬、 報償費、旅費、需用費（消 耗品費、燃料費、印刷製本 費、光熱水費、修繕料、食 糧費）、会議費、使用料、賃 借料、役務費（雑役務費、 通信運搬費、保険料、手 数料）、委託料	1 法人あたり500,000円以内を基準とし、補助基準額と補助対 象経費の実支出額のいずれか低い額とする。ただし、算出さ れた額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て るものとする。	10/10